

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月31日  
最終改正  
平成5年10月7日

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(昭52条例44・一部改正)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

(昭47条例41・昭52条例44・平5条例26・一部改正)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(昭47条例41・昭52条例44・昭61条例25・一部改正)

付 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北九州市財産条例(昭和38年北九州市条例第29号)

(2) 北九州市契約条例(昭和38年北九州市条例第30号)

付 則(昭和47年6月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年12月21日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年10月6日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年10月7日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。